

図書類自動販売機の推移(平成19年4月末～平成28年3月末)

区分	自販機	届出数	従来型自販機			遠隔監視システム付自販機			遠隔システムの割合 (C/A)	無届の割合 ((B+D)/A)
	総数(A)		総数	届出	無届(B)	総数(C)	届出	無届(D)		
H19.4	293	278	107	107	0	186	171	15	63.5%	5.1%
6	294	279	107	107	0	187	172	15	63.6%	5.1%
8	172	161	73	73	0	99	88	11	57.6%	6.4%
10	172	161	73	73	0	99	88	11	57.6%	6.4%
12	172	161	73	73	0	99	88	11	57.6%	6.4%
2	167	156	68	68	0	99	88	11	59.3%	6.6%
H20.4	163	152	67	67	0	96	85	11	58.9%	6.7%
6	149	138	51	51	0	98	87	11	65.8%	7.4%

変動が少ないため省略

H21.10	150	123	53	53	0	97	70	27	64.7%	18.0%
12	150	120	54	54	0	96	66	30	64.0%	20.0%
H22.4	149	108	45	45	0	104	63	41	69.8%	27.5%
8	151	102	41	41	0	110	61	49	72.8%	32.5%
12	155	95	37	37	0	118	58	60	76.1%	38.7%
H23.4	158	94	36	36	0	122	58	64	77.2%	40.5%
8	142	81	32	32	0	110	49	61	77.5%	43.0%
12	131	81	32	32	0	99	49	50	75.6%	38.2%
H24.4	123	77	32	32	0	91	45	46	74.0%	37.4%
8	138	59	33	31	2	105	28	77	76.1%	57.2%
12	135	55	33	31	2	102	24	78	75.6%	59.3%
H25.4	140	56	34	32	2	106	24	82	75.7%	60.0%
8	142	47	34	32	2	108	15	93	76.1%	66.9%
12	138	44	30	29	1	108	15	93	78.3%	68.1%
H26.4	111	28	27	27	0	84	1	83	75.7%	74.8%
H27.4	95	6	6	6	0	89	0	89	93.7%	93.7%
H28.3	62	0	0	0	0	62	0	62	100.0%	100.0%

【愛知県青少年保護育成条例(抜粋)】

(図書類の自動販売機の届出等)

第8条 自動販売機により図書類を販売しようとする者は、使用する自動販売機ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。当該届出に係る自動販売機の設置場所を変更して、当該自動販売機により図書類を販売しようとする者も、同様とする。

- (1) 自動販売機により図書類を販売する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
 - (2) 自動販売機を設置する者の住所、氏名及び電話番号(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号)
 - (3) 自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)の住所、氏名及び電話番号
 - (4) 自動販売機の設置場所
- 2 自動販売機管理者は、当該自動販売機の設置場所と同一の市(名古屋市の区域にあつては、区)、町又は村に住所を有する者で、当該自動販売機の管理を適正に行うことができるものでなければならない。
- 3及び4 (略)

(自動販売機への収納の禁止)

第11条 図書類又はがん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはならない。

- 2 図書類を販売する者若しくは自動販売機管理者又はがん具類を販売する者は、自動販売機に収納されている図書類又はがん具類が第6条第1項又は第10条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を当該自動販売機から撤去しなければならない。

3 (略)